

福井市 財産有効活用民間提案制度
【令和8年度 募集要項】

福井県福井市

1 制度の概要と特徴

(1) 制度の概要

「福井市財産有効活用民間提案制度（以下「民間提案制度」という。）」は、福井市が所有する財産を有効活用するため、民間事業者の皆さまから、市の財政コストの削減や市民サービスの向上、地域の活性化等に繋がるユニークな提案を求め、本市との協議を経て実施していくものです。

【図：民間提案制度における官民のメリット】



(2) 制度の特徴

ア 随意契約の前提

民間事業者の皆さまからの提案は知的財産として捉えますので、提案が採用され、本市と協議が整った場合には、提案者と契約（随意契約）を行います。ただし、本市と協議中に、事業関係者と調整がつかないなど、提案内容の実現が困難となった場合は、契約の締結は行いません。

イ 地域振興規定による貸付料の減免

中山間地域等の財産を有効活用することにより、地域の活性化や交流人口の増加等が期待できることから、当該地域で「地域振興に資することを目的とした事業」（次項参照）を行う場合において、当該財産（※）を無償又は減額により貸付することも可能です。

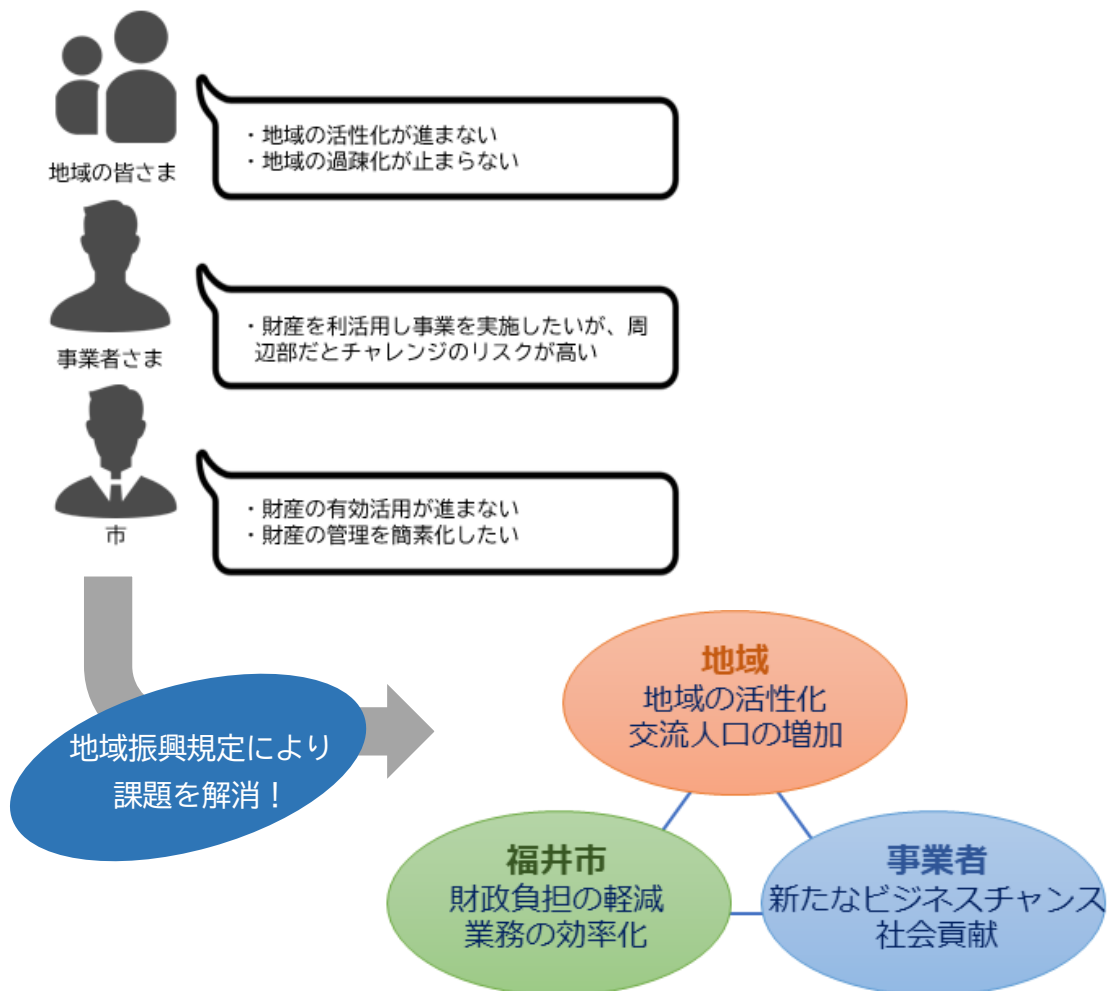
※借地に係る部分は地域振興規定による貸付料減免の対象外です。

【地域振興に資することを目的とした事業】

次のいずれかの要件を満たす事業であることとします。

- ・地域の産業の振興に資する事業
- ・地域の雇用創出につながる事業
- ・地域の社会福祉の増進に資する事業
- ・地域の教育・文化の振興につながる事業
- ・上記に掲げるもののほか、地域の実情に則した土地利用や地域活性化につながる事業

【図：財産の無償・減額貸付による効果】



2 募集する提案

提案者自らが実施し、市の財政コストの縮減や市民サービスの向上等につながる下記の提案を募集します。

低・未利用財産等の利活用提案

- ・ 低・未利用地の借受け
- ・ 低・未利用建物の借受け
- ・ 建物の余剰スペースの借受け 等

受付できない提案

- ・ 本市に経費負担が発生する提案
(ただし、十分な財政効果や政策実現に寄与すると認められる場合は除きます。)
- ・ 提案者以外が実施主体となることを前提とした提案
(ただし、JV（共同企業体）を組むなど共同での提案は可能です。)
- ・ 公序良俗に反する事業を行うなど市がふさわしくないと判断した提案
- ・ 施設の廃止や休止などを伴う提案
(ただし、既に廃止、休止等の方針が示されている財産に対する提案、敷地や建物の一部など未利用部分のみを借受けて、当該財産の機能に支障をきたさないような提案などは可能です。)
- ・ 各財産における、適正価格を下回る提案
(ただし、地域振興規定を適用する場合を除きます。)

なお、次の場合は、本提案制度によらず、従来どおり所管部署において対応します。

- ・ 道路、河川、水路等の占用許可や払下げを求める場合（道路：監理課、河川：河川課、水路の占用許可：監理課、河川課、農村整備課等）
- ・ 交通、通信、電気その他の公益事業の用に供するため、使用許可等を求める場合（交通：警察署、通信：北陸総合通信局等、電気：北陸電力等）

【提案を募集する財産】

財産名称	所管所属
旧下宇坂小学校	教育政策課
旧羽生小学校	教育政策課

※財産の詳細は、「別添：財産概要」をご覧ください。

3 提案できる方（参加資格要件等）

提案者は、単独又はグループ（複数の企業や団体で構成する共同体）で、提案内容を自ら実施する意思と能力を有する法人又はその他団体（個人事業主、共同提案、広告代理店による提案も可能）とします。グループで提案を行う場合、グループの代表者及び構成員を明らかにし、各々の役割分担を明示することとします。ただし、次の事項のいずれかに該当する方は提案者及び構成員となることができません。

- （１）福井市暴力団排除条例（平成２３年福井市条例第２２号）に規定する暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- （２）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）による再生手続中のもの及び会社更生法（平成１４年法律第１５４号）による更生手続中のもの
- （３）社会的信用を著しく損なうような問題を起こしているもの
- （４）行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- （５）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定により、一般競争入札の参加を制限されているもの
- （６）福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領（昭和６０年４月１日施行）及び福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領（平成１４年４月１日施行）に基づく指名停止を受けているもの
- （７）税を滞納しているもの
- （８）その他、財産の有効活用の実施主体として適当でないと市長が認めるもの

上記に関わらず、提案者が次の要件に該当する場合は失格とします。

- ・各提出書類において虚偽の内容を記載した場合
- ・本要項に定める事項を遵守しない場合

4 提案に関する条件及び留意事項

(1) 提案に関する条件

提案にあたっての条件は、次のとおりとします。

- ア 土地に現存する建物や付帯設備等は、原則として現状のまま一括での利活用となります（一部財産を除く）。
- イ 土地、建物の利活用に伴う新たな整備、運営にあたっては、関連する法令、条例等を遵守するものとし、それらに必要な各種法令等に基づく届出等は利活用者が行うものとします。
- ウ 利活用に伴い対象となる財産の一部又は全部の改修等に要する費用や必要となる光熱水費（基本料金を含む）、維持管理等の実費費用は、全て利活用者の負担とします。なお、実費費用の算定のために計量機器等を設置する必要がある場合は、利活用者の負担にて設置するものとします。
- エ 貸付料については、原則として、「福井市財務会計規則」、「福井市行政財産の使用料に関する条例」、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」等に基づき算定します。
- オ 提案内容の実施期間は、3年以上とし、本市との協議により成立した期間とします。ただし、提案者が行う建物・設備の新築・改築、改修等の理由により、本市がそれを超える契約期間が必要と判断した場合はこの限りではありません。
- カ その他本要項に定めのない事項は、提案採用後の協議又は契約時に定めるものとします。

(2) 提案に関する留意事項

ア 経費負担

提案（書類の作成及び提出）に係る経費は、提案者の負担とします。

イ 提出書類の取扱い

提案内容に係る著作権は提案者に帰属しますが、書類の返却はいたしません。また、本市は提案募集以外の目的で提出書類を利用することはありません。なお、提案が採用され、契約締結となった場合、著作権は本市に帰属するものとします。

ウ 特許権の侵害

提案者は、提案内容が第三者の有する特許権等を侵害するものでないことを本市に対して保証することとします。提案内容が第三者の特許権等を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならない場合、提案者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じるものとします。

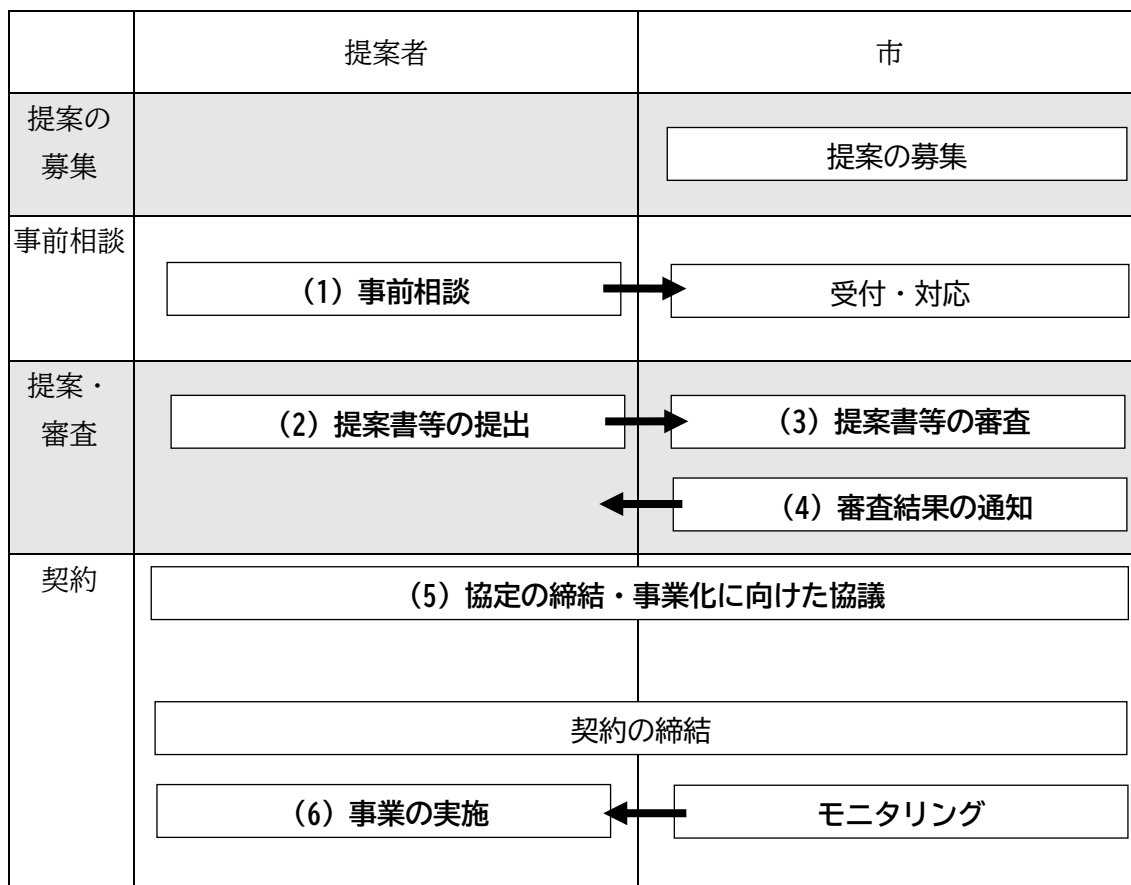
エ 提案に対する情報公開

福井市情報公開条例に基づき、情報公開請求により一部又は全部を公開することがあります。

オ 地域、地区への配慮

提案者は、事業運営、施設整備に当たっては、地域、地区との交流や連携を大切にし、良好な信頼関係の形成や周辺の住環境への配慮をお願いします。

5 事業実施までのフローと流れ



《令和8年度 提案制度スケジュール》

提案の募集開始	令和8年9月15日（火）
事前相談及び現地調査の受付	～令和8年11月30日（月）
提案書類の提出期限	令和8年12月15日（火）
プレゼンテーション審査	令和9年2月上旬（予定）
審査結果の通知・公表	令和9年2月（予定）

(1) 事前相談

本提案制度をより効率的かつ効果的に運用するため、提案前の事前相談（面談）を必須とします。事前相談を行っていない提案は受け付けることができませんので、ご注意ください。

ア 申し込み方法

「事前相談申込書」（様式 1 号）に必要事項を記入のうえ、持参、郵送又はメールにより教育政策課までお申し込みください（P12「6 問合せ先」参照）。受付後、面談日をご連絡します。面談の際には、事務局の施設活用推進課も同席します。

イ 相談内容に対する情報提供

面談時に、事前相談書の記載内容等を踏まえて、相談いただいた財産に関する必要な情報等をお知らせします。

ウ 本市からのヒアリング

面談時に、検討されている提案内容についてヒアリングを行います。提案内容が関係法令に抵触する場合や、提案の事業内容に重大な課題がある等明らかに実現性が低いと判断される場合は、その理由をお伝えしたうえで、再検討をお願いすることがあります。

エ 現地調査

提案にあたり、希望する場合には、現地調査（物品等の実物確認を含む。）をすることができます。教育政策課と日程調整を行ってください（P12「6 問合せ先」参照）。なお、現地調査は、施設運営に支障のない範囲で行うようにしてください。

オ その他

面談時の質問については、事前に書面又はメールにて受け付けます。

(2) 提案書等の提出

ア 提出書類

提出書類	提出部数
(様式2号) 提案書	正本1部、 副本6部（副本は複写可）
(様式3号) 提案に係る誓約書	正本1部、 副本6部（副本は複写可）
(様式4号) 提案団体調書	正本1部、 副本6部（副本は複写可）

イ 提出方法及び提出先

(ア) 提出方法

持参又は郵送による提出

(イ) 提出先

教育政策課（P12「6 問合せ先」参照）

ウ 提出期限日等

令和8年12月15日（火）

- ・市役所開庁日（平日のみ）の午前9時から午後5時まで
- ・郵送の場合は、令和8年12月15日（火）の消印有効

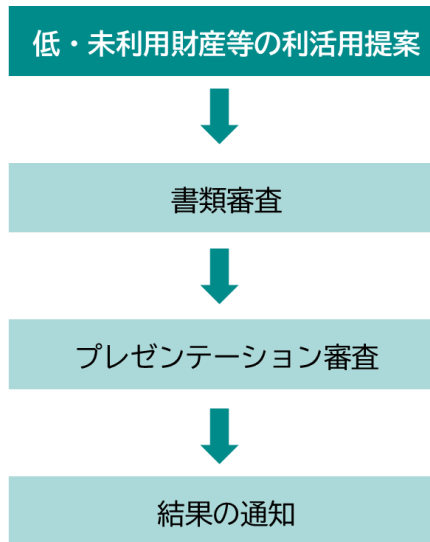
エ 提出後の辞退

提案提出後に辞退する場合は、参加辞退届（様式5号）を提出してください。

(3) 提案書等の審査

ア 審査の流れ

- ・提案要件を満たしているかを審査します。
- ・プレゼンテーション審査に係る日程等を通知します。



イ プレゼンテーション審査

(ア) 審査の方法

- a 福井市施設マネジメント審査部会にて、提案者自身が提案内容に基づいて行うプレゼンテーションにより審査を行います。
- b 審査は、下記の審査項目に基づいて行い、採否を決定します。
- c 審査は非公開で、提案者ごとに行います。
- d 一つの財産に複数の提案者からの提案があった場合は、優先順位付けを行います。

(イ) 審査項目

項目	着眼点（例）
提案内容	・公共性や公益性の高い事業で市民サービスの向上につながる提案か ・対象財産で実施する必要性があるか ・福井市の各種政策、施策との整合性はあるか
事業計画	・持続可能な事業計画となっているか ・実現性の高い内容となっているか ・適正なスケジュールであるか ・法令の適合性、リスク管理など民間活力等の導入にあたって支障となる事項はないか
実施体制	・人員は適正であり、事業実施体制を有しているか ・事業実績、信頼性を有しているか
財政負担の軽減	・本市の維持管理に係る費用負担軽減に繋がる事業内容となっているか
独自性	・独自のアイディアや工夫に基づく付加価値はあるか
地域連携	・地域の雇用や経済等の活性化が図れるか ・地域交流や、地域連携、協力などの姿勢がみられるか ・地元産品の活用につながるものか

(ウ) 採否の区分

・採用

今後の協議対象提案として、事業化に向けた協議を行うもの

※条件を付す場合があります。

・不採用

事業化に適さないと判断されたもの、現時点では実現が困難であるもの等

(4) 審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に通知するとともに、市のホームページで公表します。公表対象は「提案内容」、「提案の採用可否」とします。

(5) 協定の締結・事業化に向けた協議

ア 提出書類

提案者は、採用通知を受領後速やかに、下記の書類を事務局まで1部、持参又は郵送にてご提出してください。

法人登記事項証明書又は登記事項証明書に準ずる書類
役員名簿（法人の場合、最新のもの）
市町村税の納税証明書（最新のもの） ※本社又は事業所が所在する市町村のもの
開業届の写し（個人事業主の場合）
構成員、責任の範囲を定めた協定書等 （様式任意、グループ又は任意団体の場合）
財務諸表又は提案者の経営状況等が分かる書類 （令和7年度分）

イ 協定の締結・事業化に向けた協議

採用された提案事業の提案者は交渉権者になり、上記書類の提出後、市と協定（P22～24参照）を締結し、協議期間や役割分担、協議内容範囲等を取り決めた上で、事業化に向けて教育政策課と詳細を協議します。なお、この際の協議は交渉権者が行った提案の範囲内で行うものとし、費用は交渉権者の負担とします。

ウ 契約方法

関係者等との協議が成立した場合、事業者として本市と契約（随意契約）を締結します。

エ 結果に対する情報公開

協議の結果は、本市のホームページにて公表します。協議が成立し、契約締結に至った場合は、「提案業者名」も公表します。

(6) 事業の実施

契約締結後、利活用者は責任をもって提案内容の履行に向け、事業を進めていただきます。また、教育政策課が事業内容の実施状況についてモニタリングを実施します。

6 問合せ先

施設活用推進課（制度全般に関すること） 住所 〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号 （本館4階） 電話 0776-20-5275 Eメール sisetu-k-s@city.fukui.lg.jp	教育政策課（対象施設に関すること） 住所 〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号 （本館6階） 電話 0776-20-5728 Eメール kseisaku@city.fukui.lg.jp
---	---

※本要項についての質疑応答は書面又はメールでお願いします。電話でのお問合せは受け付けません。

参考 本市における財産の利活用の事例

市庁舎本館地下食堂スペース（民間提案制度）

■事業概要

福井市役所の地下食堂は職員の福利厚生施設と位置付け、使用料を全額減免して運営していましたが、そのあり方等を見直し、民間提案制度において、行政財産の借受による利活用事業者の募集を行いました。



■事業の特徴と効果

- ・新たな家賃収入を確保することができ、また、民間事業者によるリニューアル工事によりイメージを一新することができました。



旧国見公民館（民間提案制度）

■事業概要

旧国見公民館は、新公民館の建て替えにより、遊休施設となる予定でした。市としては、既存施設がまだ使えることから、民間提案制度において、当該施設の利活用提案を募りました。



■事業の特徴と効果

- ・クラゲを中心とした水族館の運営を提案した事業が選定され、越前海岸の新たな観光スポットとして、地域の魅力向上につながりました。
- ・当該提案は、「地域振興に資する提案」と認められことから、無償貸借により、建物及び敷地が利活用されています。





福井市について



福井市は、福井県の県庁所在地で、人口は約26万人の中核市です。1945年の大空襲その3年後の福井大地震の被害を乗り越え、復興を遂げたことから、不死鳥（フェニックス）を市のシンボルとしており、復興の願いを込められた2.2kmの足羽川の桜並木は、日本さくら名所百選の1つにも数えられています。また、九頭竜、日野、足羽の3大河川がもたらす豊かな水と肥沃な土地により、おいしいお米や野菜が作られており、市の西側は日本海に面し、冬の「越前がに」に代表される海の恵みも豊富です。

また、本市では、県外の方々に本市の魅力を視覚的に分かりやすくイメージしていただけるよう「福井市イメージロゴ」【福いね！】を制作し、北陸新幹線開業後の観光誘客、交流人口の拡大を目指し、首都圏北陸新幹線沿線自治体における本市の認知度向上・イメージ向上を図っています。



交通 アクセス



※北陸新幹線福井開業後の情報を含みます
※乗り継ぎ時間は含みません

東京から

- JR東京駅 北陸新幹線「かがやき」 福井駅 約2時間50分
- 東名自動車道 名神自動車道 北陸自動車道 福井IC 約5時間30分
- 高速バス 東京駅 福井駅東口 約8時間20分
- 羽田空港 小松空港 連絡バス 福井駅東口 約2時間

大阪から

- 大阪駅 特急サンダーバード 敦賀駅 北陸新幹線 福井駅 約1時間45分
- 名神自動車道 北陸自動車道 福井IC 約2時間40分
- 高速バス 大阪梅田 福井駅東口 約3時間30分

名古屋から

- 名古屋駅 東海道新幹線「ひかり」 米原駅 特急しらさぎ 敦賀駅 北陸新幹線 福井駅 約1時間35分
- 名古屋駅 特急しらさぎ 敦賀駅 北陸新幹線 福井駅
- 名神自動車道 北陸自動車道 福井IC 約2時間
- 高速バス 名古屋名鉄バスセンター 福井駅東口 約2時間50分

※福井市観光ガイドブックより抜粋。

※令和11年度には中部縦貫自動車道の県内区間全線開通が予定されています。

(様式1号)

令和 年 月 日

(あて先)

福井市長 西行 茂 様

(申込者)

住所又は所在地		(〒 -)
商号又は名称		
代表者の職・氏名		
担当者	部 署	
	氏 名	
	電話番号	
	E-mail	

事前相談申込書

記

【提案予定の対象財産名】
【質問事項】
【現地調査の希望の有無】 (有 ・ 無)
【地域振興に資する事業を行うことを条件とした減免の希望】 (有 ・ 無)

(様式2号)

令和 年 月 日

(あて先)

福井市長 西行 茂 様

(提案者)

住所又は所在地	(〒 -)
商号又は名称	
代表者の職・氏名	印

提 案 書

1 提案内容

- ・ 提案内容の概要や特徴について自由にご記載ください。
- 【必須項目】
 - ・ 提案の内容
 - ・ 希望借受価格
 - ・ 希望借受期間
 - ・ 希望借受面積（スペース）
- ・ 複数枚でも構いませんが、可能な限り少なくしてください。

(様式2号 続き)

2 提案理由

3 効果（公共サービスの向上、地域経済の活性化、市の財政負担軽減等）

4 提案事業に対する収支計画

(様式3号)

令和 年 月 日

(あて先)

福井市長 西行 茂 様

申請者 住 所

氏 名

㊞

提案に係る誓約書

弊社は、提案書を提出するにあたり、下記のいずれにも該当していないことを誓約します。

記

- (1) 福井市暴力団排除条例（平成23年福井市条例第22号）に規定する暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中のもの及び会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中のもの
- (3) 社会的信用を著しく損なうような問題を起こしているもの
- (4) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札の参加を制限されているもの
- (6) 福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領（昭和60年4月1日施行）及び福井市物品調達等契約に係る指名停止等措置要領（平成14年4月1日施行）に基づく指名停止を受けているもの
- (7) 税を滞納しているもの
- (8) その他、財産の有効活用の実施主体として適当でないと市長が認めるもの

(様式4号)

令和 年 月 日

提案団体調書

団体の名称	1 企業 2 NPO法人 3 市民活動団体 4 その他 ()			
代表者	役職名			
	氏名			
団体の所在地等	〒			
	電話番号			
	Eメール			
団体の設立年月日				
職員・会員数				
団体の沿革 ※主な活動内容				
担当者	部 署			
	氏 名			
	連絡先	〒		
	電話番号			
	Eメール			

(様式5号)

令和 年 月 日

(あて先)

福井市長 西行 茂 様

(提案者)

住所又は所在地	(〒 -)
商号又は名称	
代表者の職・氏名	印

参加辞退届

令和 年 月 日付で申し込みました「福井市財産有効活用民間提案制度」への参加を辞退します。

(参考)

「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (提案名)」に関する協定書

福井市（以下、「市」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「交渉権者」という。）は、福井市財産有効活用民間提案制度における協議対象提案「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 (提案名)」(以下「本件」という。)について、事業化に向けた詳細協議を行うため、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 市及び交渉権者は、本件の事業化に向けて誠実に協議を行う。

(協定の期間)

第2条 協定の期間は、協定締結日から、協議対象提案の実施に係る〇〇契約の締結の日までとする。なお、その期間は最長で協定締結日から1年とし、本件の事業化に向けて、さらに期間が必要と認められる場合は、双方の合意の上、協定の期間を1年を超えない範囲で延長できるものとする。

(市の役割)

第3条 市は、本件の検討・協議のための連絡調整窓口を設置する。

2 市は、本件の事業化に向けて必要な調査・検討・庁内調整に協力する。

(交渉権者の役割)

第4条 交渉権者は、市との連絡調整窓口を設置する。

2 グループでの提案の場合、代表者は、グループ内の構成員との情報共有を行う。

3 交渉権者は、本件の事業化に向けて必要な調査・検討を行う。

4 交渉権者は、グループ内の構成に追加・変更等が生じた場合は速やかに市に連絡する。

5 交渉権者は、事業化に向けた協議に係る費用を負担する。

(秘密の保持)

第5条 交渉権者は、本件の協議に際し、知り得た秘密を他人に漏らしてはいけない。

2 前項の規定による秘密の保持は、協定の期間が終了した後も同様とする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第6条 交渉権者は、この協定により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ市の承認を受けた場合は、この限りではない。

(協議内容)

第7条 協議は、原則として交渉権者が行った提案の範囲内で行うものとする。ただし、協議の中で生じた内容変更を妨げるものではない。

(協定の解除)

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、市はこの協定を解除することができる。

- (1) 契約の効力が発生するよりも前に、交渉権者が「福井市財産有効活用民間提案制度【令和8年度募集要項】」に規定する参加資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 社会情勢の急変等の事由により事業化が困難となり、交渉権者から事業化の辞退の申し出があったとき。
- (3) 交渉権者が事業化のための詳細協議への参加に応じず、本協定の目的を達成できないと市が認めたとき。
- (4) 地域において、事業の実施について一定の理解を得られないとき。
- (5) 市が「審査結果通知」において示した付帯条件の達成が見込まれないと判断したとき。
- (6) 交渉権者及び市の詳細協議を行う中で、協定締結時点では知りえなかった事由により、事業化が困難と判断されたとき。

2 市は、協定の解除をするときは、書面によりその旨を交渉権者に通知しなければならない。

(協定の解除後の処理)

第9条 事由のいかんを問わず、協定が解除された場合には、市及び交渉権者に事業化のために生じた費用は各自の負担とし、市及び交渉権者において、相互に債権債務関係を生じないものとする。

(その他)

第10条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、市と交渉権者の協議により定めるものとする。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、市と交渉権者が各自1通を保有する。

令和〇年 〇月 〇日

福井市

福井県福井市大手3丁目10番1号

福井市長 印

交渉権者

〇〇県〇〇

〇〇株式会社

代表〇〇 〇〇 〇〇 印